

第七番 五十三頁の室税費の室收手当のその他一三、二四、五円はなん
とあるか

議長 又今休憩中の意見が出されたが異議ありませんか
満場 異議なし

議長 それでは五分間休憩いたします

議長 十時五十分再開を宣す

収入役 先程の御質問は囑託の手当であります

第七番 今後は附託のところを説明して貰いたい、又二十六頁の消耗品
費その他の一六、五、五円は何円でありますか

収入役 主なものは紙類、鉛筆等で非常に細いものであります

第七番 その頁の消耗品その他はなんですか

収入役 又今申上げましたように万単位で今後なるべく細かく説明
いたします

東京都西多摩郡福生町役場

第七番 その他の分だけでござるが細かく印刷して貰いたい

第七番 十八番議員の質問でありますが附託のところの説明して
もらうのが決算の常道であると思ふからそのように
して貰いたい、収入役の説明がつくか

収入役 つきます

第七番 記入の際は鉛筆その他のように記入すれば誤解
を生まない、議会のときは書類は議場へ持込んでも
くようにして貰いたい、度い

第七番 権威ある決算書において修正してあることは甚だ
憾みであるので今後注意してもらいたい

第七番 訂正修正は一本をやってもらいたい

第七番 失態、人夫の手当の件であるが地下足袋衣その他と
はなにか

収入役 バケツ、ほうき布等の支拂いであります

第九番 物産の購入方法はどのようなにしてやっているか

町長 伝票があつて各係から課長を通じて町長えく

るが支出項目と照合して支出許可してあります

会計と兼ねてやっているが未だ別にする程大世帯

でないので兼務させております

第十番 各部内はその他があるがこれはどういふ款か

事務長 各事業毎に消耗品その他の欄を設けてあるつて

市諒承下さい

第十一番 地下足袋の欄に記入するとこれと関連してあるよ

うに考えられるからこれをばつさりした方がよい

東京都西多摩郡福生町役場
庶務課 庶務係 庶務係長 田中 文雄

収入役 誤解を招くので今后細かく附記いたします。出来得る限

り早く印刷して市諒承いたゞきたい

第十二番 決算書である限り修正箇注をなるべく少くしてもらいたい

原本によつて監査を行つたというので納得出来るが今后注意

してもらいたい

議長 種々の質問がなされたが修正等の点は今後注意することに

いたしましたこれで異議市産居ませんか

第十三番 議員諸公の意向がなければ明細書を作成いたします

第十四番 決算書にその他を記入するかどうかを決めてもらいたい

第十五番 決算書には説明の印刷物をつける必要がないを充分説明し

てもらえたい

第十六番 補助材料を必要とするか附記に詳細に記せばよいか賛否をどう

してもらいたい

第十一番 二十番議員の後段の説明に賛成するものである

第十番 その他の説明を決算書に記入しなくてもその都度資料によつて説明すればよいと思う

第九番 その他の意見についてのことであるから三十年度においては印刷して

今后においては筆その他のように記入して貰ふばよい

第八番 他の費目がいくつあつたものもその他として記入すればよい
右理由書をつつて説明した方がよい

第七番 その他の本費について云々するのではないがその他の字句が余りにも多
いのでもう少し説明してもらふばよい

第六番 地下足袋支給の場合に節が作れるならばもう少し他に適當
な節を作ればよいと思う

第五番 地下足袋と消耗品と合せてあるのを誤解を招いておりそれを支
給したのは地下足袋であるが購入費目は消耗品費としてあるから

東京都西多摩郡福生町役場

一語になつてゐるから承継承下さい

議長 三十年度に限りその他の説明を作るか否かを決めていたゞます

第十一番 その他の資料を作れというのであるが収入収から説明がある充分
承継してゐるのを作る必要はないと思う

議長 今後説明を細くしておけば今度の資料は作る必要はないこと
に異議ありませんか

満場 異議なし

議長 それではさういたします次に町長の総括的説明をいたします

町長 指摘をうけた点については充分注意いたします町税の減率は

二五%になつており非常に成績がよくなくなつております歳出に

おいては消費的公費と投資的公費に分けると消費的公費

が半分以上もしております投資的公費において土木費におい

ては道路の新設教育費においては中学校、社会及労働



施設費においては町営住宅の建設保健衛生費においては汚
物処理場、産業全消費ではと畜場が建設され歳出におい
ても積分的なものがありまして以上簡單でありますか総括説
明は致えたいと思っております。

第ニ番と畜税についてその後の状況を説明してもらいたい
町長 関口さんとは最後の段階を出して納入していたことが
ありますか未だ幾分残りもあります。

第ニ番 昨年百万円を整理いたしました今までは月に一万円の
促進だったか町長改選により税務局的に督促を行い昨年月
からは一ヶ月分は毎月全収してまた又延滞金も全収して
また一昨日昨年の一月分も全収してました。

議長 それでは決算書は承認いたごますか以上むす前中の
の会を終り食事をしたいと思っております。時まで休憩いたします。

東京都西多摩郡福生町役場

食 晝

十二時三十分再会

議長 長 上水道事業の決算の認定について朗読をしてから説

明にするか審議願うか

十一番 監査委員より監査の報告を願うてから朗読願うかい

十二番 監査の結果意見書通り数字的には一切誤りはないし

収入よりも項目について説明願うて監査をして意見

書通し認定しな

十八番 監査は何日位かよってか

二十二番 二日お日に従前通り一日で行った

十一番 私は当日臨時監査委員会として出席しなみこの監査

は總括的なものであったという

収入役 昭和三十一年度福生町上水道事業才入才出決算書の説

明を致し、才入は八、七四九、三九八円で才出は二、〇四四、
八九〇円才入才出差引不足額三、九三九、四九二円、これは
翌年度繰上充用額となっております。

才一頁の便用料手数料は三、三三〇、六八五円でその内訳は便
用料二、七七〇、二六〇円、手数料二、六一〇、一五〇円となつております。
次の繰入金金は三、〇〇〇、〇〇〇円、その内訳は繰入金二、〇〇〇、
〇〇〇円、改に二頁の物収入は一、三九、五〇〇円、その内訳は弁
償金及び敷償金は二、九八、五〇〇円、改の客附金は二、
四二七、七〇〇円、これは附記を見て載くと解まっております。
金一、四〇六、八〇〇円、積立金一、〇一六、二〇〇円、計二、四二七、七〇〇円
となつてあります。その内訳は、貸記工事収入は九二、五
〇〇円以上、上げます。一、五金額を全部合せて才入合計八、
七四九、三九八円となつてあります。

東京都西多摩郡福生町役場

次に才出を申し上げます。役場費は一、七二七、八〇〇円、
その内訳は、職員費一、〇九、六〇〇円、諸費一、〇一、九七〇円、
に當り、費は四、〇六〇、六九八円、その内訳は、工事請負費三、三八
三、四四一円、この内工事請負費を申し上げます。附記の浄水
場前配管工事二、八〇〇円、才一、小横通配管工事四、〇〇〇
円、東通配管工事一、三八、〇〇〇円、東通配管工事一、〇〇、
〇〇〇円、町営住宅三、三〇〇、〇〇〇円以上、全部合せて四、三二、
八〇〇円となつて
あります。次に、才材料費の附記を見て載ります。一、浄水
場配管材料二、八〇〇、〇〇〇円、才一、小横通材料一、五七九、七〇〇
円、東通材料一、七四、三〇〇円、東通材料一、三九、五〇〇円、委託工事
材料代一、二〇〇、〇〇〇円、その他材料代一、六〇〇、〇〇〇円、全部合せて
二、九一、〇〇〇円となつてあります。次の補償金及補償金の
内訳を申し上げます。井戸補償一、三〇〇、〇〇〇円、道路復旧

一七四八、二七四改の都支出金ハ一、二八六、三四三、四改の彈入金ハ七

東京都西多摩郡福生町役場

負担金 一三三九七三円 備納込 費 九三三六円 となりあり

中身。次の予備書から以上合せまゝ一七、八五、一四六円差引
現金三二七、〇五円となつてあります。

以上でありますから内容については御賛同によりお答
え致します。

全員 異議あり

議長 昭和三十四年度国保決算書は、本案通り決定する。

次に昭和三十四年度公益増進事業の決算について審議願うが
二十三番 収入税より概要の説明を願う。うち監査委員より説明
願うが、簡明であるといふので意見書は後につくか否かで
あるといふ。

十一番 只今二十三番議員のいわれたように意見書は正規には未
端につくうではないか。

二十三番 只今意見書の話が出まゝに決算書のフォームがあるとい

東京都西多摩郡福生町役場

思ふので伺つた。

十六番 今迄何事もなく通んで来たが、今迄通りか結構で
はないか。

二十三番 議員の勉強の意味合におつて事務局より説明を願うが
決算書と意見書は別となつてゐるが、なかからいふと
そのわけではないか。

十六番 前にも後にもトつてはならない
会計監査におつては最後につてゐるが、なかから出来得るな
らば順序通りにして貰ふ。

十一番 二十三番議員のいわれたように最後はむつて行くのか順序
であると思ふ。

議長 功に公益増進事業について審議願う訳であるが、その収
入税より説明願う。

收入

昭和三十一年度公益賣屋才入才出決算はつゞて説明致し
す。才入かハ、九二二、八四才出かハ、五三、五、八一、九、差引現金三
八、五、三、九四、これは翌年度へ繰越してあります。

本邦の一頁の積戻収入は八〇六〇、四〇一、四〇、次の物品売却代金二
 〇、一〇〇、一〇、次の弾越金は六五〇、三三、一〇、その内訳は前年度
 弾越金三三、三、一〇、運転資金弾越金二八七、三〇、一〇、となつて
 ありきなり。次の繰収入は一〇、三七、一〇、以上合せまゝ一八九二、
 二〇、一〇、となつてありきなり。

次に出る内収を申し上げます。と事務所費三三九三
 月その内事務所費が三三八五七月運輸資金繰越金二六六
 三九の月給支出と予備費と以上合せまして八五三九八一の月
 差引残金三八五三八九の月となつております。

以上ありきなりとて御指図ありましとらお答えしとら

東京多摩郡福生町役場

入心ハナ

議

長

それでは監査委員より監査の結果を説明願ふ。

平

番

只今収入役の説明の通り数字に誤りはありませんので

定教しおし左

長

運輸資金は、之の説明教一の中、と当初運輸資金は百七十

万回の事業を始めました。その事業を始めました。その
事業も順調に進み、現在、全面、拾万回、資金を以て、事
業を行つてあります。

高この内は自己資金が九十万円含まれております

十八番

不用額とは

收入後

予算に對して支出超過した額が残ります

三番

二頁の附記有人員租金につて説明體に右い

收入

公益増進の事務に左づかひつゝ、此員が負担金であります。